

らう。

第二部をなす八章は古代の航海に関する研究を集めて、この書に特異の存在価値を付与している。この続篇も又簡淡な説述のうちに豊富な資料と独特の見解を包んで、容易にその主張を露わさない。

今日に至るまでの諸説の検討と批判、その後に帰結を与えるという嚴重な態度をとられることによるのであるが、それでも尚随所に著者の創見と問題の提出を読みとるに苦しまない。ネアルコスやピテアスの研究の諸章の如きは著者の見解が最も精彩をあらわすところのものである。

この航海に関する諸研究が第二部として別置されていることから推察されるが、著者はギリシア地理学史に接近するのに東方古代文明の伝統についての関心を以てせられたのだと思われる。われわれはこれによつてアジア研究乃至は東方文明の考察に地理学の側から大きな燈火が点せられ、研究の新しい前進の為に礎石が据えられたことを感ずる。ひとり地理学界の慶事たるに止らぬものとすべしである。

この労作に対して、ここに謹んで敬意を表すると共に、尚つづいてローマ・中世など地理学史の未開の分野に巨斧を揮われんことを切望する。新しい光の照明をまつている問題は甚だ多い。

(A5判四五七頁 索引二〇頁 昭和三四年九月 柳原書店刊 価一、〇〇〇円)

増淵龍夫 著

中国古代の社会と国家

河地重造

著者増淵龍夫教授の名を知つてから、いつのまにか一〇年の月日過ぎてゐる。本書にも収録された論文「漢代における民間秩序の構造と任侠的習俗」を『一橋論叢』で読んだのは、一九五一年の末であつた。そうして、その頃はじめて著者を知つたのは、必ずしもかけ出しの私だけではなかつたと思われるのであるが、にもかかわらず、ユニークな問題視角と方法、嚴密な概念の構成と駆使は、読者のすべてに新鮮で強い印象を与えずにはいかなかつた。もつとも當時研究生活一年生にすぎなかつた私には、この論文が内包していた、その後の著者の体系の展開にとつての意義を、正しく把握する力はなかつたが、それから一〇年、私たちはいま主要論文をあつめた本書を手にして、あらためて見事な研究成果とあざやかな体系の展開を、まのあたりにし得るのである。

ところでこれは書評し易いといえはし易く、し難いといえはまたし難い書物である。各章がよく知られた既発表の論文からなつてゐるので、一々丁寧に紹介するのは、あまり適切とはいえない。このさいの有効な方法は、学界の問題状況に照しつづ、全体を貫く独自の問題関心と方法を浮び上らせることによつて、成果の体系的検討を試みることであらう。ところが著者は、各論文を新たに補筆して

三篇八章に配列するとともに、「序論 中国古代社会史研究の問題状況——学説史的展望——」を書おろし、それを周到かつ明快におこなつてゐる。これをダイジュストするのはたやすく、これを超えることは難しい。しかし私は、いささか芸がないといわれても、やはり著者の問題関心の出発点からはじめて、方法と研究の展開を、とくに方法上の問題に留意しながら、みていこうと思う。史料に制約されて個別の実証研究が極めて困難な古代社会・経済史研究においては、個別実証研究の深化自体が、つねに方法や体系的把握の深化とかみあつていなければならぬ。実はこの点を本書は具体的に教えてくれるし、また古代史研究の面白さもそこにあると思われらるのである。

さて本書の内容は殷周史研究にまで遡るのであるが、一貫する問題関心は、「秦漢帝国の歴史的性格とその成立の過程をそれに前後する歴史的展開のなかでどのように理解すべきか」にあるといつてよい。私の紹介はこの「理解」の内容にかかるまえに、何故この問題が著者とらえたか、からはじまる。

著者によれば、中国社会史論戦にはじまる中国古代史の体系的把握の試みには、主要な二つの方法的視角がみられた。一つは、史的唯物論の普遍的社会发展図式を方法的指針とするものである。しかしこれが、郭沫若・呂振羽らの先駆的業績を生んだ先秦史においてすら、しだいに行詰り、すなわち決め手のみつからぬ議論の空転を露呈するにいたつたのは、単なる史料面や実証研究水準の制約のみでなく、方法的貧困にもよつていたことを見逃すわけにはいかない。限られた史料からもつばら生産関係のみに眼を注ぎ、直接生産者の

隷屬性の強弱をもつて奴隸制か封建制かを問うだけでは、結局は発展図式の機械的適用をはかるに止るのであつて、中国史の動態的把握と諸調期の解明という本来の目的は、果さるべくもなかつた。しかも問題が封建制概念の安易な適用を許さない秦漢以後の中央集権的・専制的政治体制に当面したとき、方法的貧困の欠陥はいつそうあらわとなつた。この困難な問題が、もう一つの視角、すなわち東洋的社会の概念を導入しつつ、類型の特殊化の契機を生産力の自然の基礎に求める見解、ウイットフォードの「水の理論」に代表されるそれを生み出したのである。けれども批判を必要とするのは、「水の理論」の実証的・理論的誤謬や、さきの視角と対比しての靜態的・類型的把握の志向だけではない。問題はさらにその奥、すなわちその東洋的社会なる概念が、一八世紀以来西欧に伝統的な東洋社会論につながり、西欧が西欧として自己を意識する過程でとらえた、西欧的価値規準からする觀察の所産としての極限概念と類型化にはかならぬ、という点にあつた。それが類型的把握を類型的把握として、ますます身動きならぬものにしてしまつたのであり、渡米後のウ氏が、「アジア的生産様式」論の外被を文化人類学的方法にとり替え、いつそう強く「水利社会」論を提示できた契機も、そこにひそんでいたわけである。

秦漢帝国が、具体的研究上のみならず、方法上においても、問題の結節点であることは、こうして一九三〇年代の学説史的回顧からすでに読みとることができた。しかもこのことは、今日にいたつても同様であるといわざるを得ないのである。私たちはこの点にすすむことによつて、問題の具体的な在り方と著者自身の方法的視角の

設定の意義を明かにすることができる。

前述の二つの方法的視角すなわち構造的特質の把握と社会発展的理解が、理論的対立の平行線をたどるのをやめて、それぞれ欠陥を克服しつつ互に補充的に結合し、新たな方法的視野を開いていく途は、中国史の具体的な問題のなかで、実証的史実によつてきびしく検証されるところから開けた。それがまず殷周史の分野でなされた背後には、卜辭、金文の史料学的研究の長足の進歩がある。もつとも、すでにのべた階級・生産関係の決定に急な研究方法が、中国では今日もお主導的である。新しい史料を加えた実証研究とはいつても、それをおして同時に方法自体が検討され、新たな方法的仮説を生み、それによつて実証研究がさらに深化するのでなく、単に実証のための実証に終る傾向がそこにある。これにたいして新しい視野は、断章取義的ではなく、卜辭・金文学の成果をそれとして受けとめ、そのなから、戦後紹介された遺稿によつてマルクスのアジア的デスポティズム論を方法的指針としつつ、奴隸制にアジア固有の形態を与えた歴史的条件を求めるところから開けた。その結果明かにされた周代「封建制」の実体としての城市国家体制とその構造——氏族制的邑共同体と、氏族共同体的諸関係を基礎とする累層的支配体制——は、別の角度から著しく進展された日本における研究成果とも、基本的な一致を示したのである。ただし反面では、興味深い見解の相違もあらわれている。總体的奴隸制と規定すべきか否か、また性格規定にあつて、たとえば俘獲・分給された被征服氏族、「封建」によつて被支配氏族とされた原住民、さらには中耕に従事せしめられる同族のどれをとつて、どう規定するか、は中

心問題の一つである。また私の考えでは、城市国家乃至邑制国家という用語には、ポリスに対比した構造的特質を意識する立場が示されているが、これにたいしてあえて都市国家とよんで、特質よりはむしろ中国史の新たな世界史的把握を志向する立場もある。

この殷周史のめざましい発展は、秦漢帝国の問題にも、新たな視野を与えた。この専制体制は、豪族の下での奴隸制乃至封建制から一義的に規定できるものではなく、前代の社会体制との歴史の連関において体系的に理解すべきことが要請された。そうして事態は、ここでもほぼ同様であつた。唯一絶対的君主の氏族制分解から放出された人民にたいする直接の個別的支配、これを基本構造とみる点では、見解は基本的には一致した。と同時に、前代の社会体制についての視角の相違がここにも連関する。私はそれをほぼ三つにまとめ得ると思う。第一は、都市国家から世界帝国への発展と対比されるかのように、領土国家への歴史的發展が、都市国家体制の遺制の上に立つ古代帝国となつて実現されたこととみる立場であり、第二は、氏族制的諸関係——奴隸制に中国固有の形態を与え、古典古代的形態をとることを阻止した条件——が解体されることによつて、封建制社会が実現したとみる立場であり、第三は、そうでなく、(總体的)奴隸制がいつそう大規模な個人身的隸屬体制へ、アジア的デスポティズムの完成へと發展したとみる立場である。しかし第二の立場が封建制というばあい、やはりアジア的な形態であることはいうまでもなく、それはマルクスが『資本論』の「労働地代」の項でのべた、国家が最高の地主、租税と地代の一致という規定に準拠するものであつた。ところが、このばあいのマルクスの記述には、インド

を素材として抽象化した共同体のアジアの形態の強固な存続が、理論的にも前提されていた。しかるに秦漢帝国の形成は、この立場の論者によれば、その共同体の解体が歴史的前提となつていたし、事

実としても、そのような形態の共同体を見いだすことは不可能であつた。したがつてこの立場からは、もつぱら土地固有論のみをとり出して正面に掲げるほかはないのである。しかしかつて私も論及したように、土地固有制がもし実質的なものとして主張されるのならば、事実的諸關係及びそれがどのような生産的基礎条件の上に成立し維持されたかを問わねばならず、またもし名目的なものとしてならば、それを生みだした歴史的事情と、名目的にもせよそれを現実の國家的体制たらしめる条件が問われねばならず、またそれが究局には性質として過渡的な所有制にほかならぬことを認めねばならぬであろう。封建制という規定は、その上で検討すべき問題であつた。

第三の立場も、ほぼ同様の困難に直面した。ここでも、秦漢帝国をマルクスのいうアジア的デスポティズムの完成とみるかぎり、アジアの共同体の不在にかわつて、個別人身的支配を可能ならしめるものが必要であつた。最近ウ氏とは異つた視角からではあるが、ふたたび治水灌漑の国家管理論が提唱されるにいたつた理由の一つである。しかしこれには理論的にも実証的にも大きな問題が残されている。また豪族の家父長制的家内奴隸制を指摘しつつ、これと国家権力との同質性を媒介として、社会構成の性格規定にまでこの概念を拡大することには、まず豪族自体、つぎに同質性の論証にとり上げられた劉邦の集団について実証的批判ばかりでなく、理論的にも問題が横たわつている。第一の立場については、前代の遺制を具体的

に、国家権力との連関においてどうとらえるかに関連して、第二、三の立場とは反対に、中国固有の性格なり条件なりをどうみるかの問題が残されているといえるであろう。

かかる問題状況をまえにして著者は、中国古代史の動態的体系的把握を試みるにあたり、諸劃期の基本構造を重視しつつ、一方それを内面から支え、生きて動く現実性を与えると同時に、中国独自の形姿と性格をも付与するところの、固有の社会的条件を追究しようとするにいたつた。この視角の設置が、これまでの中国古代史研究の学説史的検討から導き出されたものであることは、説明を要しないであろう。と同時に私たちは、ここにいたつて、二つの視角と克服の問題が、実はさらに大きな背景をもつものであることに気付くのである。周知のように近代歴史学の主流をなした「歴史主義」は、史的唯物論と対決するにおよんで、歴史的现实をその個性において把握しようとする伝統的な認識志向を、たとえばM・ウエーバーの西欧社会にたいするあの「個性化的把握」のように、方法として自覚するにいたつた。そうして両者は、生活現実の歴史的存在り方や展開を具体的かつ動態的に把握するためには、相互に交流しあい、補充的に結合しあうことが必要なことを自覚し、それぞれの立場を失うことなくその試みを重ね、今日もなお二つの大きな潮流としてあるのである。その好例の一つは、わが国の西欧封建制研究における、上原専祿氏や増田四郎氏らの立場と、大塚久雄氏や高橋幸八郎氏らの立場の相互連関にも見い出されるであろう。一橋大学に育ち近代歴史学の歩みや封建制研究にも深い関心をもつ著者が、中国古代史研究の具体的な問題状況のなかで、自己の前述のような視角を設定

するにいたつた根底は深いといわねばならない。著者の方法が方法自体として、中国古代史研究に止らず、歴史学一般における今日の研究動向にたいして批判的意味をもつことも、こうして明らかとなる。私が一九三〇年代の学説史の検討から紹介をはじめたわけも、この点を明らかにしておきたかつたからである。奴隸制のアジア的形態という規定の仕方の中には、ふたたび最初にとりあげたような類型的解釈に横すべりする危険がなくはない。これにたいし著者は、普遍的概念にもとづいて奴隸制とか封建制とか一義的に規定するまゝに、なおどのような検討が必要か、という点にこたえようとし、またアジアに固有の構造的特質にしても、単に典型的な歴史発展を阻んだ阻止条件を求めるといふ角度からとらえようとするかぎり、規準を西欧におく類型化の再現として、動態的把握の途が閉される危険を克服しようとするのである。精緻な制度史の実証研究のすぐれた成果と無媒介に結びつくとき、このような危険がいつそう強まるおそれを、著者は鋭く感じている。

以上のような方法的視角の下に、著者の具体的研究はまず、戦國期の盜客結客關係、劉邦の遊民集團をふくめた秦漢交替期の諸叛亂集團、郷曲に武斷する帝國治下の豪族の社會集團等々のなかに、氏族制的邑共同体の分解から放出された個々の家や人を結びつける新しい人的結合關係——任俠的習俗にみられるパーソナルな情情的結合——を検出することからはじまつた（第一篇第一章 漢代における民間秩序の構造と任俠的習俗）。著者によれば、この中国古代に固有の民間秩序こそ、多様な勢力集團や異なる社會層間の人的結合を可能にし、社會・經濟のあらゆる關係の基礎にあつて、それに一方

的な権力や財力による支配隸屬關係だけでは規定できない固有の形態と性格を与えたものである。もつとも、このときの著者の関心は、多様な結合關係の内面に共通する人格的・情情的な結合紐帯を検出することにむけられ、それが外面の支配と従屬、統制と服従の關係と具体的にどう關係し、どうして矛盾なく化体しているかは、なお十分の説明を与えられなかつた。そのためにもまた、前代の氏族制的社會秩序および平行して形成されゆく専制的國家的秩序との歴史的連関も、十分には明らかでなかつたのである。かかる民間秩序のいつそう歴史的な理解は、それが拡大された形で擬制化された家父長制的關係と矛盾なく化体しており、内面的紐帯は、外面的支配を内から支え強化するものとしてもある面を明かにすることによつて、与えられる。民間秩序が漢代の呪術的民間信仰の宗教結社にもみられることをとりあげた（第二章 漢代における巫と俠）のち、著者はこの課題を、墨者の鉅子集團の分析において、刑罰をもつて遵守を強制する「墨者の法」と任俠的習俗の連関を、思想的側面からとりあげ（第三章 墨俠）、さらに多様な集團のなかにある「約」的強制力を分析することによつて果した（第四章 戦國秦漢時代における集團の「約」について）。集團の長の権力的支配意志と、これを内から支える人々の積極的献身の關係を、現実にはいわば私風にすぎぬ者を對等の人間の關係として厚遇する恩愛授受關係、すなわち献身者からみれば主の「徳」であり、献身を受ける者からみれば「術」である關係においてとらえ、これを春秋以前の「盟」の呪術的關係と鋭く對比することによつて、具体的に明らかにしたのである。私たちはここでは、あのM・ウェーバーの支配の諸類型についての

すぐれた方法的視角が、中国史の固有の問題のなかで見事に具体化されているのを見ることが出来る。

支配・統属の關係についてほり下げられた視角は、氏族制的秩序の解体との連関の下に、官僚制支配機構の形成の分析をおこなうことを可能にした。郎官の制の分析をおして、漢代官僚制が内官の制から分岐発展したことを知った著者は、その先駆的形態が戦国君主や貴族と家臣たる中庶子、舎人との間結合にあることを確かめ、一方で民間秩序に発展していったあの人的結合と支配統属の關係が一見異質のごとき官僚制へも分岐発展した過程を明かにした。この論証過程で、韓非子の法と術としての徳の關係を、思想的抽象の世界から実際の社會關係におろして分析した手際も印象的であつた（第二篇第一章 戦国官僚制の一性格）。これよりさきに書かれた第二章（漢代における國家秩序の構造と官僚）が、君主の一方的統御の体系としての官僚制と、その現実の動きを規定した官僚の生活感情・習俗との相互作用を検討しながら、なおそれが主として任侠的習俗の存在を検出する面からなされていたのにたいし、ここではその兩者の關係を事実關係としてのみではなく、君主の官僚統御が絶対化されたのちにもなおそうであつたことの歴史的意味、すなわち漢代官僚制の本質の一面としてとらえ、それによつて著者の官僚制の理解を、説得力あるものとしたのである。

著者はさらに、國家権力と人民把握の問題にすむ。従来郡県制、いま個別人身的支配としてとらえられた秦漢帝國の基本構造が、単なる骨核のような制度としてでなく、生きて動く現実の制度として存在し得た条件——著者のいう民間秩序——との具体的構造連関に

おいて把握されねばならない。かくて著者は、二つの雄篇を用意した。一つは氏族制的邑共同体の解体過程で、支配者の側においても民の側においても根強く存続していた氏族制的諸關係を打破り、専制權力を形成せしめた直接の經濟的基礎、すなわち共有制の下にあつた山林藪沢の君主家産化と大規模な公田の造成を解明したものの（第三篇第一章 先秦時代の山林藪沢と秦の公田）、他の一つは、しかもなお専制体制の形成が直線的コースをたどり完全に實現されたのではなく、氏族制を破砕する歴史過程が極めて複雑なものであつたことを、従来一面的に理解されてきた形成期の郡県の再分析によつて考え、氏族制の遺制が形を変え、意味を変えつつ、秦漢時代にも一種の変形された共同体規制として生き残り、分解された民に社會的規制力をもつ民間秩序としてあつたことを見通したものである（第二章 先秦時代の封建と郡県）。直接には山林藪沢の家産化と公田に支えられた専制權力が、よりひろく全人民支配の機構となり得た社會的条件を、著者はかかる民間秩序としての豪族の社會的規制力——豪族と地方官僚制との関連からもとらえようとしている。そうして問題は第一篇第一章に戻り、著者の研究はここに一応の完結さえも示しているわけである。

以上の紹介は、私個人の意見をさしはさんだ箇所も少くないが、ほぼ忠実に著者の成果と意義を伝えたつもりである。意義といえはその他にも、史料的に、卜辭・金文の世界や思想史的分野にたち入り、逆に思想史研究にユニークな方法的示唆を与えた点もある。その結果史料操作の蔽密性を失わずに、しかも制約された社會經濟史研究の史料捜査に横のひろがりの可能性を与えたのであるが、それ

にしても、諸史料におどろくほど豊かなものを物語らせた巧みさは、単に巧みさでは説明できない方法的問題にあるように思われる。個々の実証過程についてほとんどふれなかつたのは、この種の研究はまず体系的批判でなければ意味がないと考えたためである。ただしそれは容易なことではない。

ただ最後に、残された問題については、若干ふれておかねばならない。私の専門からみれば、問題は主として、秦漢帝國を、今度はその後の歴史的発展から眺めたところから出てくるように思われる。さし当つては、まず豪族について、著者とは反対に、帝國内部に成長してくる対抗物としてみる立場がある。著者が帝國体制に下から協同していく側面を強調するのは、豪族を族的結合と大土地所有、小作制という内部構造のみに限定して取上げるべきでなく、周辺の農民にたいする社会的規制力、帝國体制と深い構造連関をもつ民間秩序に着目すべきであるからである。豪族にこのような側面のあることは、かつて私も、著者と別の角度から、すなわち内部構造の問題としてのべたことがある。しかしながら、豪族の内部構造が、同時に帝國体制の対抗物となり得る性格をもつことも、否定できなかつた。そうしてこの側面が「時には」発現するということではなく、構造的・性格的にそうなのだとすると、豪族の社会的規制力は、必ずしも常に帝國体制（国家権力）ではなく、あの個人人的支配としての（それ）に協同していくとはいえないであろう。さらに問題をすすめるならば、豪族の帝國体制にたいする二つの側面は、豪族一般のもつ性格としてとらえ得るとともに、構造的な差異、型の差異に拡大してみることもできるかもしれない。そうしてこの点は、

著者が注意ぶかく指摘している共同体遺制の地域差の問題にも関連していくであろう。豪族を封建的ウクラードと規定すべきか否かをふくめて、議論は細かく核心に近づく機会を待つているように思われる。さらにこれと関連する問題は、著者が共同体遺制を郷・亭・里の秩序のみでなく、むしろ豪族の面からとらえるべきだというその里の秩序にも生じてくるであろう。もし郷・亭・里の秩序が帝國体制の基礎であるとするならば、豪族の帝國体制に対抗していく面は、同時にこの秩序を破壊する作用としてあらわれるであろう。とすれば、里には里の、豪族の規制力にたいして独自の秩序たる性格があつて、多面的な究明を要請しているように思われるのである。

これらは、実は中国史の分期論につながる重要な問題である。著者が将来三国から唐にいたる諸問題に、鋭く眼を注いでいられるだろうことは疑いない。そこからあらためて秦漢帝國の問題に、どのような新しい検討がなされるか、私たちは大きな期待をいたしている。もちろん私もキ尾に付して、これらの興味ある問題を私自身の課題として取組んでいくつもりである。

(A5判四五二頁 昭和三五年二月 弘文堂刊 定価一、二〇〇円)